



ガス自由化と地方公営ガス事業



株式会社 日本経済研究所

社会インフラ本部 インフラ部

主任研究員 高平 洋 祐

1. ガス事業の自由化

本年4月より、わが国の都市ガス事業の小売全面自由化がスタートした。これ以前も、年間の使用量が10万m³以上の大口需要家まで、段階的に自由化領域は拡大されてきたが、電力との一体改革のなかで、家庭等の小口需要家に対しても範囲が広がられたものである。

電力とガスの一体的な改革の目的は、市場の垣根を取り払い、その相互に、また、多様な事業者の参入を促し、総合的なエネルギー市場を創出することによって、イノベーションの誘発、料金の抑制、安定供給の確保等を図ることにある。一方、直近の小売事業への新規参入、需要家のスイッチング（契約の切替え）の状況をみると、電力とガスの足並みは揃っていない（図表1参照）。

■図表1 自由化の進捗状況に関する比較

	電力	ガス
小売事業者の新規参入*	421事業者 ¹	48事業者 ² (うち、越境販売を含め、新たに一般家庭へのガス供給を予定しているのは14事業者)
スイッチング	669.9万件 ³ (契約件数全体:6,253万件、契約件数全体に対する割合:10.7%)	36.7万件 ⁴ (契約件数全体:2,923万件、契約件数全体に対する割合:1.7%)

*小売電気事業者には、既存大手電力会社等を含む

ガスが電力に比べて低調な背景には、そもそもの自由化時期のずれ、参入条件の相違（供給区域・導管が接続する区域が小さい、原料の調達手段が限られる、消費機器調査等の保安義務が課せられ

ている等）、首都圏で大手の参入が本格化していない、といった要因もある。

他方で、長期的な展望を考えると、先行する海外の事例に照らせば、新規参入の漸次活発化と併せて、スイッチングも進展していくようである。また、ガス事業は原価に占める原料費の構成が大きく、小売料金を抑制するためには、調達にスケールメリットを働かせることが必要となり、大手の寡占的な市場となる傾向もある。わが国固有の事情もあり、どのような経過を辿るかは不明確ながら、今後、次第に状況が変化していく可能性はある。

2. 公営ガス事業の状況

都市ガス事業者（改正前のガス事業法における一般ガス事業者に相当）は、206事業者が存在しており（平成28年3月時点）⁵、うち25事業者が地方公営企業である（平成29年4月の富岡市の事業譲渡を含む）。都市ガス事業全体に占める公営事業の販売量の割合は2.0%⁶である。

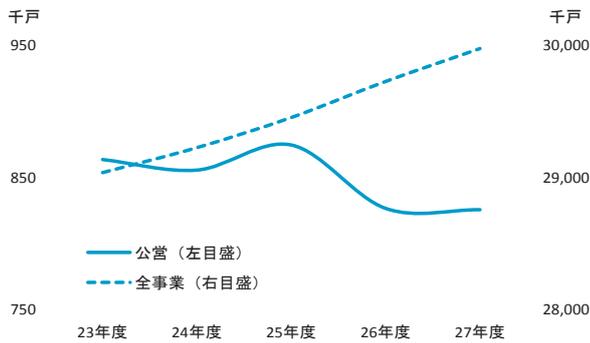
公営ガス事業全体の傾向として、供給戸数及び販売量は減少している⁷（図表2）。直近の5年で4事業者（福知山市、長岡市、宇部市、富岡市）が事業譲渡により民営化しており、また、現在でも、仙台市、福井市、見附市等が民営化検討の方針を示している。民営化の理由については、人口減少や他の都市ガス事業者及びLPガス、オール電化等との競合といった事業環境の変化、あるいは“官から民へ”という行政改革の流れ等が考えられる。

1 資源エネルギー庁HP 登録小売電気事業者一覧（平成29年9月29日現在）。

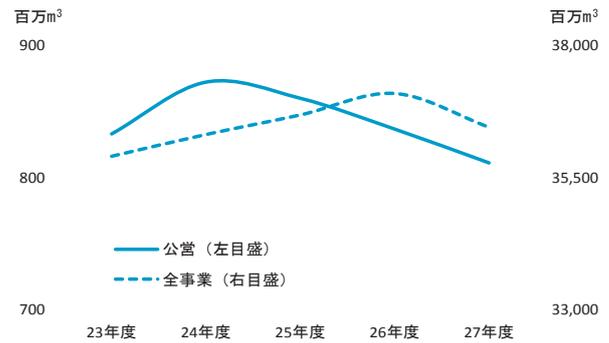
2 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（第4回）配布資料。

3 電力・ガス取引監視委員会「電力取引報結果（平成29年6月分）」。みなし小売電気事業者の規制料金から自由料金への変更を含む。

■図表2 公営ガス事業者の供給戸数（左図）及び販売量（右図）



(出典) 総務省「地方公営企業年鑑」



(出典) 総務省「地方公営企業年鑑」

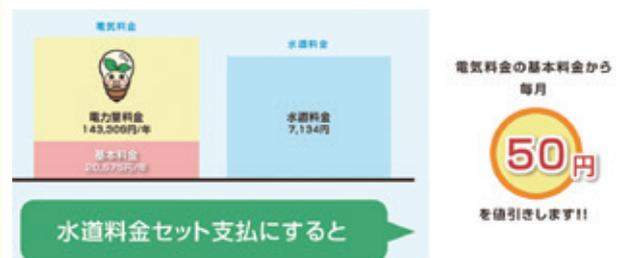
地方公営企業には、図表3のような経営上の特徴がある。今後、各公営事業者の供給区域において競合する事業者が想定される場合は、こうした利点と制約をよく見定め、経営の舵取りをしていくことが求められよう。

■図表3 地方公営企業の経営上の特徴の例

	地方公営企業	民間企業
料金設定	議会承認	自社内の意思決定主体
公租公課等	消費税 等	法人税、固定資産税、都市計画税、消費税、道路占用料 等
サービスの拡充	地方公営企業法上の附帯事業としての整理が必要	機器販売、リフォーム、生活関連サービス、ポイントサービス 等
セット販売	地方公営企業法上の附帯事業としての整理が必要	電気、通信 等

タットベルケと呼ばれる地域エネルギー事業者が存在している。その多くは公的資本により設立されており、エネルギー分野のみならず地域のインフラ・ユーティリティを総合的に扱う業態として、大手事業者の手が届きにくい、地域密着を強みにしている。わが国では、例えば、みやまスマートエネルギー(株)(みやま市、みやまパワーHD(株)、(株)筑邦銀行出資)が、電力と市内水道とのセット支払プランを設けている。公営の既成概念に縛られないこうした取組みは、ガス事業にとっても示唆となる。

■図表4 みやまスマートエネルギー(株)による水道料金セット支払による電気料金割引



(出典) みやまスマートエネルギー(株)HP

3.今後の公営ガス事業

自由化を見据えた取組みとして、例えば、上越市の「新築割引」や、仙台市の「見守りサービス」導入等の動きがある。足元では、こうした新たな料金プランや可能な範囲でのサービスの拡充等が必要家の囲い込み策となろう。また、大津市では、官民出資会社を設立の上、当該企業にガス小売事業の運営権を売却するセッション方式の導入を検討しており、更に、当該企業に水道事業を包括的に委託することも想定している。地方公営企業のまま、公的な関与を残しつつ、経営に民間の資源・ノウハウを取り入れる手法として注目される。

エネルギー自由化が先行するドイツでは、シュ

地方公営企業の経営の基本原則は「公共の福祉を増進する」(地方公営企業法第3条) ことにある。独立採算が原則ではあるが(地方財政法第6条)、民間事業のように出資者への配当等を考慮する必要はなく、一義的にはユーザーの利益を優先した経営が実践されるはずである。自由化を迎え、事業譲渡も重要な選択肢には違いないが、公共であることの強みを活かしつつ、地域に根差した創意工夫あるサービスが生まれることにも期待したい。

4 資源エネルギー庁HP スイッチング申込件数(平成29年8月25日時点)。
5 一般社団法人日本ガス協会「ガス事業便覧(平成28年版)」。
6 資源エネルギー庁「ガス事業生産動態統計調査(平成28年年計)」より算出。
7 ただし、平成23年度～平成27年度において、公営ガス事業者が4者減少している点に留意。